

国立公文書館所蔵の土木史関係資料（建設省関係）について*

An Introduction of Historical Materials on Civil Engineering in the National Archives of Japan
: Records of the Ministry of Construction

土田 宏成**

By Hiroshige Tsuchida

概要

独立行政法人国立公文書館は、国の行政機関などから移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存管理している。本報告は、国立公文書館所蔵の土木史関係資料を紹介し、資料情報の共有により土木史研究の活性化を促すことを目的とする。

国立公文書館には大量の公文書が所蔵されている。今回は、旧建設省から移管された公文書のうち、内務省時代のものおよび、作成から 50 年程度経過したものを中心に取り上げ、内容の紹介・解説を行うとともに、その活用法を考える。

1 はじめに

独立行政法人国立公文書館は、国の行政機関などから移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存管理している¹⁾。本報告は、国立公文書館所蔵の土木史関係資料を紹介し、資料情報の共有により土木史研究の活性化を促すことを目的とする²⁾。

国立公文書館には大量の文書が所蔵されている。今回は、旧建設省から移管された公文書のうち、内務省時代のものおよび、作成から 50 年程度経過したものを中心にその概要を紹介する。

同館所蔵資料の目録情報はデジタル化され、「国立公文書館デジタルアーカイブ」（以下、デジタルアーカイブ）<http://www.digital.archives.go.jp/> で検索可能で、一部資料については画像の閲覧も可能である。同デジタルアーカイブには、資料情報も掲載されており、利用しやすくなっている。本報告でも、資料の検索はもちろん、資料の概要紹介についても、デジタルアーカイブに大きく依拠している。それに加え、閲覧室備え付けの冊子目録にも目を通し、資料群の全体像を把握することに努めた。一部の資料については、国立公文書館本館（東京都千代田区北の丸公園）および、つくば分館（茨城県つくば市上沢）³⁾において、現物、またはマイクロフィルムを閲覧し、内容を確認した。

さて、デジタルアーカイブで、「詳細検索画面」<http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/detail> を選択すると、画面左に「資料群階層」が表示され、所蔵資料が移管元機関別等に「資料群」としてまとめられている。その「資料群階層」で、「行政文書」→「*建設省」を選択すると、「大臣官房関係」、「計画局・都市局・建設経済局関係」、「河川局関係」、「道路局関係」、「住宅局関係」の5つの資料群が提示される。以下では、この5つの資料群ごとに、内容の紹介・解説を行い、その活用法を考える。

2 大臣官房関係

簿冊件数は 7 件である。以下、資料件数は「件名/細目」の件数ではなく「簿冊」の件数で示す。

内訳は、「建設関係（共済）」6 件（1958《昭和 33》～1971《昭和 46》年の建設省共済組合の運営に関する資料）と、「建設関係」1 件（1966《昭和 41》～1975《昭和 50》年の「技術管理官会議資料」《1975/3/11 開催の会議資料》、河川、道路に関する許認可関係資料などが含まれる）である。

3 計画局・都市局・建設経済局関係

「都市計画関係」と「土地収用事業の認定関係」に分類されている。

（1）都市計画関係

1919（大正 8）～1986（昭和 61）年の都市計画・区画整理・宅地開発・駐車場・下水道に関する文書である。作成部局は、内務省大臣官房都市計画課、衛生局、都市計画局、厚生省衛生局、内務省計画局、国土局、総

* keyword：国立公文書館、史料紹介、建設省

** 正会員 博士（文学） 神田外語大学外国語学部
（〒261-0014 千葉県美浜区若葉 1-4-1）

理庁建設院、建設省都市局、計画局、建設経済局である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

簿冊件数は9452件で、「作成者名称」を「内務省」として検索すると、542件の簿冊がヒットする。内訳は、1919年以降の各都道府県の「都市計画及び都市計画事業の決定書類等」323件、1920年以降の「下水道事業の事業計画の認可等」20件、1923年以降の「公共下水道事業」198件などである。最も古いのは、1919年の「神戸都市計画事業」に関する資料である。

（２）土地収用事業の認定関係

1927（昭和2）～2000（平成12）年（一部1923～1925年を含む）の、主に（旧）土地収用法（明治33法律29）及び土地収用法（昭和26法律219）に基づく土地収用事業の認定関係文書である。作成部局は、内務省土木局、国土局、総理庁建設院、建設省総務局、管理局、計画局、建設経済局である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

簿冊件数は4582件で、「作成者名称」を「内務省」として検索すると、20件の簿冊がヒットする。内訳は、1923年以降の「土地収用事業の認定」19件と、1940～1943年の「臨時農地等管理令第7条に依る土地買収」1件である。

4 河川局関係

「河川関係」、「公有水面埋立認可関係（河川）」、「公共土木施設災害復旧事業復命書」、「砂防関係」の4つに分類されている。

（１）河川関係

1913（大正2）～1995（平成7）年の、主に（旧）河川法（明治29法律71）及び河川法（昭和39法律167）に基づく、水利使用等許可関係文書である。作成部局は、内務省土木局、国土局、総理庁建設院、建設省河川局である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

簿冊件数は8053件で、「作成者名称」を「内務省」として検索すると、1903件の簿冊がヒットする。主に水力発電の許可関係の書類である。一部資料を閲覧したところ、明治末期の書類も含まれていた。しかし、数としては1923年以降のものが多く。

（２）公有水面埋立認可関係（河川）

1954（昭和29）～1987（昭和62）年（一部、1942～1944年を含む）の、公有水面埋立法（大正10法律57）に基づく、港湾内の公有水面埋立手続きに関する一連の書類である。作成部局は、建設省河川局水政課（一部、内務省国土局河川課を含む）である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

簿冊件数は279件で、内務省時代のものとしては、1942～1944年の滋賀県、静岡県、千葉県、茨城県、福岡県、鹿児島県、山口県の「公有水面埋立法の認可等」に関する簿冊4件が含まれている。

（３）公共土木施設災害復旧事業復命書

1960（昭和35）～1963（昭和38）年の自然災害による河川・砂防・海岸・道路・橋梁の国費による災害復旧工

事実施のための査定報告書である。作成部局は、建設省河川局防災課で、簿冊件数は252件である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

（４）砂防関係

1940（昭和15）～1969（昭和44）年の、主に砂防法（明治30法律29）・地すべり等防止法（昭和33法律30）に基づく、砂防指定地編入・地すべり防止区域・ぼた山崩壊防止区域の指定等の文書である。作成部局は、内務省土木局河川課、国土局河川課、建設省河川局砂防課、河川局砂防部砂防課である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

簿冊件数は1344件で、「作成者名称」を「内務省」として検索すると、28件の簿冊がヒットする。内容は、1940～1947年の砂防指定地編入、または解除の申請に関する書類である。

5 道路局関係

「道路関係」、「有料道路関係」、「軌道関係」、「道路公団世銀借款関係」の4つに分類されている。

（１）道路関係

1953（昭和28）～1986（昭和61）の、道路法（昭和27法律180）に基づく都道府県道認定関係等文書、共同溝の整備等に係る特別措置法（昭和38法律81）に基づく共同溝整備道路の指定関係、地方道路公社法（昭和45法律82）に基づく認可関係等の文書である。作成部局は、建設省道路局路政課で、簿冊件数は362件である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

このうち特色ある資料として、「飛騨川訴訟関係書類」（簿冊件数26件）がある。「飛騨川バス転落事故」の国家賠償請求訴訟関係資料である。1968（昭和43）年8月18日未明、岐阜県加茂郡白川町の国道41号で、集中豪雨によって発生した土石流に観光バス2台が巻き込まれ飛騨川に転落、104名の死者・行方不明者を出す大惨事となった。被害者の遺族は、事故は、道路の設置・管理の瑕疵によるものであるとして、道路管理者である国に損害賠償を求める訴訟を起こした。1973年名古屋地裁の第一審判決は事故の発生には不可抗力が寄与したものと判定し、その寄与分を4割と認定、その分を賠償額から差し引いた残額を賠償額とした。原告は判決を不服として控訴、1974年の名古屋高裁の控訴審判決は、不可抗力を否認し、国に全損害の賠償を命じた。国は上告せず、判決が確定した⁹⁾。

悲惨な事故と、道路管理者の責任を厳しく問うた判決は、その後の道路管理のあり方に大きな影響を与えた。事故後、道路の防災対策の重要性に関する認識が高まり、全国で危険箇所総点検と、それに基づいた防災工事が実施されるとともに、災害発生の前に通行を禁止または制限する措置が徹底されるようになった⁹⁾。

これは「『どのような場合でも道路は通行止めにしてはならない』との、これまでの道路管理者の対応を一八

〇度転換したものであった」⁹⁾と評されるほどの大転換であった。

また、事故直後の1968年9月には、災害情報の迅速な収集のために道路情報モニターの一般市民への委嘱制度が始まった。さらに1969年6月には、道路に関する情報の迅速な収集・伝達を目的として、道路情報センターが建設本省、各地方建設局、北海道開発局および道路3公団に設置された¹⁰⁾。

「飛騨川訴訟関係書類」には、証拠物件、準備書面、口頭弁論調書、供述調書、実況見分調書、判決文、国会想定問答等が含まれている。建設省内の検討資料、地図・図面、災害の様子を伝える写真、気象災害・土砂災害に関わる論文・報告書、事故や裁判に関する新聞切抜などにより、事故や裁判の背景を詳しく知ることが可能である。

(2) 有料道路関係

1926(大正15)～1984(昭和59)年の、主に1956(昭和31)年に全面改正された道路整備特別措置法(昭和31法律7)による、有料道路事業認可申請、工事実施計画・工事方法書・構造設備等の申請・変更届、工事完了検査、供用開始届等の文書である。作成部局は、内務省土木局道路課、建設省道路局高速道路課、建設省道路局有料道路課である(デジタルアーカイブの資料群情報)。

簿冊件数は490件で、そのうち戦前の簿冊は16件、1926～1944年のものである。内訳は、貸取橋梁・貸取渡船場の認可に関わる文書、自動車専用道路の許可に関わる文書、鉄道省営自動車運輸事業に伴う道路費(改修費・維持修繕費・災害復旧費・改良費など)の負担に関わる府県の文書などである。

鉄道省による自動車運輸事業(省営自動車)は、1930年に開業した。原則として一般道路を利用することにしたが、当時の道路状況は劣悪であり、バスを走らせるためには、道路の改修が必要であった。道路の改修や維持は、道路管理者の行うべきことであるが、鉄道省は省営自動車の発達をはかるため、道路にかかる経費を管理者と分担することにした。1936年には、鉄道省と内務省との間で「省営自動車運輸事業に伴う道路費負担ニ関スル鉄道内務両省協定」が結ばれ、経費分担の割合が決められた¹¹⁾。それに関わる資料が、有料道路関係に分類されているのである。

(3) 軌道関係

1913(大正2)～1992(平成4)年の、主に軌道法(大正10法律76)に基づく許認可(特許等)文書である。作成部局は、内務省土木局道路課、国土局道路課、総理庁建設院地政局、建設省道路局庶務課、路政課、国土交通省道路局路政課である(デジタルアーカイブの資料群情報)。

簿冊件数は4093件で、「作成者名称」を「内務省」として検索すると、2196件の簿冊がヒットする。

(4) 道路公団世銀借款関係

名神・東名高速道路の建設のため、日本道路公団は国

際復興開発銀行(世界銀行)から1960(昭和35)～1966(昭和41)年にかけて6次にわたる借款を受けた。本資料は、同借款に関わる1956～66年の建設省道路局の文書である。簿冊件数は15件で、借款原議綴の他、交渉団記録、公電類、サイドレター等が含まれる(デジタルアーカイブの資料群情報)。デジタルアーカイブで、画像の閲覧が可能である。

世界銀行の対日借款の全体像については、世界銀行東京事務所『世銀借款回顧録』(同、1991年)にコンパクトにまとめられている。日本道路公団の世銀借款については、道路公団の一連の編纂物¹²⁾で知ることができる。

道路公団に対する世銀借款の合計3億8000万ドルは、世銀の対日借款の合計8億6290万ドルの44%に及ぶ。世銀からの借款を受け、民間企業への転貸し業務を行っていた日本開発銀行でも、その受けた借款の合計は3億1660万ドルである¹³⁾。道路公団は、日本最大の借り手であった。また、世銀による日本開発銀行への新規借款が1961年で打ち切られているのに対し、道路公団への借款は1960年から開始され1966年まで続いた。

『日本開発銀行25年史』は、自行に対する世銀借款の打ち切りに関連して、「これは、日本経済が高度成長により先進国段階に達し、いわば世銀借入依存を卒業したことによるものである。しかし、社会資本のアンバランスを反映し、道路公団などの公的部門に対する直接借款は、なお41年度まで行われた」と述べている¹⁴⁾。

1966年に成立した道路公団への第6次借款は、道路公団への最後の世銀借款であるとともに、日本に対する最後の世銀借款でもあった。

『名神高速道路建設誌(総論)』は、「世銀借款の意義」について、①日本の公共投資財源対策上および国際収支上の意義、②長期・低金利の借入が公団の金利負担を軽減した意義、という直接的なもののほかに、「世銀借款を契機として、外国技術コンサルタント雇用、国際入札手続き等を通じ、日本道路公団の技術水準の向上、ひいては日本の土木技術の向上、および調達契約手続きの整備等に多大の貢献がなされ、公団にとって得るところが多かった」とする¹⁵⁾。

このように戦後日本の経済発展や、土木に関する技術・制度の発展に大きく貢献した世銀借款であるが、なお明らかにすべき点、論ずべき点が残されている。本資料は、インターネット上でも画像閲覧が可能で、利用しやすい。もっと活用されてよいのではないか。

6 住宅局関係

「建築士試験関係」と「建築指導関係」に分類されている。

(1) 建築士試験関係

1951(昭和26)～1985(昭和60)年の建築士法(昭和25法律202)による建築士試験関係文書である。作成部局は建設省住宅局建築指導課で、簿冊件数は1035

件である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

（２）建築指導関係

1950（昭和25）～1998（平成10）年（一部、1943年を含む）の、特殊な工法や建材に関する建築基準法（昭和25法律201）に基づく認可申請文書である。作成部局は、建設省住宅局建築指導課、住宅局住宅生産課で、簿冊件数は5646件である（デジタルアーカイブの資料群情報）。

7 おわりに

以上、国立公文書館所蔵の土木史関係資料のうち、旧建設省から移管された公文書の概要を紹介した。これらの資料が有効に利用され、土木史研究の活性化につながれば幸いである。

補注と参考文献

- 1) 国立公文書館ホームページ「国立公文書館概要」
<http://www.archives.go.jp/about/outline/index.html>（閲覧日：2012/03/31）。
- 2) 同様の目的から、第31回土木史研究発表会では「国立国会図書館憲政資料室で閲覧できる土木史関係資料について」と題して報告を行った（『土木史研究 講演集』Vol.31、2011年）。
- 3) 今回報告者は、つくば分館まで出向いて資料を閲覧したが、所定の手続きを行えば、つくば分館所蔵資料を本館に取り寄せ、閲覧することもできる。詳しくは、国立公文書館ホームページ「つくば分館所蔵の特定歴史公文書等を本館で閲覧」
<http://www.archives.go.jp/guide/index.html#gui11>（閲覧日：2012/03/31）を参照のこと。
- 4) 裁判に関するものでは、菊井康郎「飛騨川事件 バス転落事故と道路の管理責任」、田中二郎・佐藤功・野村二郎編『戦後政治裁判史録』5（第一法規出版、1980年）、飛騨川判決の成果を活かす会・全日本交通運輸労働組合協議会編『裁かれた国道 飛騨川バス事故国賠訴訟の記録』（労働教育センター、1975年）、土木学会に関わるものとしては、萩原浩・堀泰晴「飛騨川バス転落事故判決の経緯と問題点」、西畑勇夫「飛騨川バス転落事故判決と公共施設の安全性」、『土木学会誌』60-5（1975年4月）がある。
- 5) 建設省三十年史編集委員会編『建設省三十年史』（建設広報協議会、1978年）、296～297、307～308ページ。
- 6) 武部健一『道』Ⅱ（法政大学出版局、2003年）、238～239ページ。
- 7) 建設省五十年史編集委員会編『建設省五十年史』（Ⅰ）（建設広報協議会、1998年）、746～747ページ。
- 8) 日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第8巻（成山堂書店による復刻版、1997年）、415～416、435～437ページ。
- 9) 名神高速道路建設誌編さん委員会編『名神高速道路建設誌（総論）』（日本道路公団、1966年）、同（各論）（同、1967

年）、東名高速道路建設誌編さん委員会編『東名高速道路建設誌』（日本道路公団、1970年）、日本道路公団総務部編『日本道路公団20年史』（日本道路公団、1976年）、日本道路公団30年史編集委員会編『日本道路公団30年史』（日本道路公団、1986年）など。

10) 前掲『世銀借款回顧録』の「日本に対する世界銀行貸付」（114～117ページ）より計算。

11) 日本開発銀行編・発行（1976年）、537ページ。

12) 前掲、79ページ。